

令和 7 年 9 月定例会

常任委員会資料 都市ブランド創造局

1 関係議案一覧		2
2 議案要旨＜条例議案＞		3
3 議案要旨＜補正予算議案＞		10
4 【陳情参考】文化財保護法（抜粋）		12
5 【議案第 126 号：技術監理局所管議案】 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修 及び 耐震補強工事請負契約の一部変更について		13

1 関係議案一覧

(議案審査)

議案番号	件 名
議案第 116 号	北九州市文化財保護条例の一部改正について
議案第 135 号	令和 7 年度北九州市一般会計補正予算について（局所管分）

(報 告)

議案番号	件 名
議案第 126 号	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について【技術監理局所管議案】

2 議案要旨＜条例議案＞

【議案第116号】

「北九州市文化財保護条例の一部改正について」

1 議案提出理由

本市において、「文化財保存活用地域計画」を作成するに当たり、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、条例改正するもの（現在は、地方自治法を根拠に設置）。

■「文化財保存活用地域計画」について

○根拠

- ・「文化財保存活用地域計画」とは、文化財の保存・活用に関して各市町村が目指す方向性や中長期的に取り組む内容を記載した、基本的な計画である。
- ・平成30年文化財保護法改正により、各自治体が計画を作成し、国の認定を申請できることとなった。
- ・本市においても昨年度策定した「北九州市文化芸術推進プラン」を踏まえ、整合性を図りながら「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組む。

○目的

- ・歴史・文化など地域の特性を踏まえ文化財を総合的に保存・活用することにより、地域振興や文化財の継承につなげる。

○策定スケジュール（案）

- ・令和7年度 計画策定に着手、協議会設置
- ・令和8年度 素案及び案の作成、文化財保護審議会の意見聴取
- ・令和9年度 各種関係団体との調整、パブリックコメント
- ・令和10年度 文化庁へ認定申請 → 認定予定

2 改正内容

条文に新たに文化財保護審議会の設置を追加するもの。

3 施行期日

令和7年11月1日

北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 月 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 号

北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例

北九州市文化財保護条例（昭和 4 5 年北九州市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 罰則（第 4 3 条—第 4 6 条）」を「第 7 章 北九州市文化財保護審議会（第 4 3 条—第 4 9 条）」に、「第 8 章 罰則（第 5 0 条—第 5 3 条）」に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第 4 7 条」を「第 5 4 条」に改める。

第 4 条第 3 項中「（以下「審議会」という。）」を削る。

第 2 0 条第 3 項中「審議会」を「北九州市文化財保護審議会」に改める。

第 4 7 条を第 5 4 条とする。

第 8 章を第 9 章とする。

第 7 章中第 4 6 条を第 5 3 条とし、第 4 3 条から第 4 5 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 北九州市文化財保護審議会

（設置）

第 4 3 条 法第 1 9 0 条第 1 項の規定により、教育委員会に北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 4 4 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 審議会に特別の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。

4 専門調査員は、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 4 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門調査員の任期は、特別の事項の調査が終了する時までの期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門調査員)

第 4 7 条 専門調査員は、特別に調査する事項について、資料の収集及び専門的な調査を行う。

(招集)

第 4 8 条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第 4 9 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

(付属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 付属機関の設置に関する条例（昭和 3 8 年条例第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の項中

北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。	を
北九州市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、北九州市に所在する文化財について調査審議すること。	

北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。	に
-------------	-----------------------------	---

改める。

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の付属機関の設置に関する条例第 2 条の規定により設置された北九州市文化財保護審議会にされた諮問で

この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、改正後の北九州市文化財保護条例第43条の規定により設置された北九州市文化財保護審議会にされた諮問とみなす。

新	旧
目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>北九州市文化財保護審議会（第43条—第49条）</u> 第8章 <u>罰則（第50条—第53条）</u> 第9章 <u>補則（第54条）</u> 付則 （指定） 第4条 略 2 略 3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ北九州市文化財保護審議会に諮問しなければならない。 4～6 略 （指定） 第20条 略 2 略 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ<u>北九州市文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。 4～6 略 第7章 <u>北九州市文化財保護審議会</u> （設置）	目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>罰則（第43条—第46条）</u> 第8章 <u>補則（第47条）</u> 付則 （指定） 第4条 略 2 略 3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ北九州市文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）に諮問しなければならない。 4～6 略 （指定） 第20条 略 2 略 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ<u>審議会</u>に諮問しなければならない。 4～6 略

新	旧
<u>第43条 法第190条第1項の規定により、教育委員会に北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> <u>（組織）</u> <u>第44条 審議会は、委員15人以内で組織する。</u> <u>2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</u> <u>3 審議会に特別の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。</u> <u>4 専門調査員は、教育委員会が委嘱する。</u> <u>（任期）</u> <u>第45条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任されることができる。</u> <u>3 専門調査員の任期は、特別の事項の調査が終了する時までの期間とする。</u> <u>（会長及び副会長）</u> <u>第46条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。</u> <u>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u> <u>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</u> <u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u> <u>（専門調査員）</u> <u>第47条 専門調査員は、特別な事項について、資料の収集及び専門的な調査を行う。</u>	

新	旧
<u>(招集)</u> 第48条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。 <u>(定足数及び表決)</u> 第49条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができな い。 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する ところによる。 第8章 略 第50条～第53条 略 第9章 略 (委任) 第54条 略	第7章 略 第43条～第46条 略 第8章 略 (委任) 第47条 略

3 議案要旨〈補正予算議案〉

【議案第135号】

「令和7年度北九州市一般会計補正予算について」（所管分）

〈令和7年度北九州市補正予算に関する説明書：6、9、18ページ参照〉

補正予算について、下記のとおり提案するもの（補正予算額：214,800千円）。

(1) 補正予算

（単位：千円）

款項目	事業内容	事業費	補正予算 説明書 頁
事業名			
2款3項4目 文化振興費			
○埋蔵文化財センター 移転事業	埋蔵文化財センターの移転改修及び耐震補強工事について、工期延長及び物価上昇等に伴う契約変更を行うもの。	83,500	P6
2款3項5目 スポーツ振興費			
○新門司グラウンドの スポーツ交流拠点整備 支援事業基金積立金	企業版ふるさと納税を活用し、ギラヴァンツ北九州が建設するクラブハウス内に市民のスポーツ交流拠点を整備するもの。	70,000	P6
8款2項1目 商工業振興費			
○北九州国際展示場 施設整備事業	西日本総合展示場新館(AIMビル2階ギャラリー)における雨漏りの改修工事を行うもの。	61,300	P9

(2) 債務負担行為

【追加】

(単位:千円)

事業名	事業内容	限度額	補正予算 説明書 頁
○小倉城天守・小天守EV棟 増築及び耐震改修工事等 事業 【令和8年度】	小倉城のEV棟の新設及び天守閣 等の改修、耐震補強工事に要する経 費。 債務負担行為を設定し、全ての工 事を一括発注することで、工期の短 縮を図るもの。	420,500 (国補助 193,200 地方債 178,200)	P18

【陳情参考】

4 文化財保護法（抜粋）

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

5 【議案第 126 号：技術監理局所管議案】

北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について

議案 番号	工事名	変更内容	主な変更理由	契約の相手方
第 126 号	北九州市 立埋蔵文 化財セン ター移転 改修及び 耐震補強 工事	既決契約金額 12 億 9,223 万 3,800 円 変更契約金額 13 億 1,846 万 7,700 円 (2,623 万 3,900 円の 増額)	・ 契約約款の規定に基づ く、インフレスライド条 項の適用による増額 ・ コンクリート剥離対策等 の内部空間の安全性を 高めるための増額 ・ 一部壁面等の補修箇所の 追加による増額 ・ 快適トイレの設置を含む 共通費の増額	大同建設 株式会社 (小倉北区)

